

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 24 年 3 月 30 日・東京都条例第 78 号

1 概要

(1) 改正理由

民法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 61 号）の施行による民法（明治 29 年法律第 89 号）の改正に伴い、浄化槽保守点検業者の登録要件に係る規定を改める必要がある。

(2) 改正内容

民法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 61 号）の施行による民法（明治 29 年法律第 89 号）の改正に伴い、未成年者の法定代理人に法人を選任することができるようになるため、未成年者である浄化槽保守点検業の登録申請者の法定代理人に法人が選任されている場合であって、当該法人の役員に欠格要件に該当する者がいるときは、当該申請者の登録を拒否する旨の規定を追加する。

2 施行日

平成 24 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課生活排水対策担当

直通 03-5388-3583

内線 42-843